

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ページング装置（中央操作室の主任席に設置）のチャンネルー1に通話不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	主復水器の真空度上昇操作において、真空度の値が「真空度低」を示す警報の解除設定値に達しても当該警報が解除しないため、当該警報回路を点検・修理	D	
3	1号機	復水脱塩装置への加熱蒸気供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	3号機	主復水器真空度計装ラック（A）のテスト弁溶接部の浸透探傷検査において、当該弁の取付け方向が承認済みの施工図面の記載方向と相違していたため、対応検討	C	
5	3号機	主復水器真空度計装ラックの点検において、同計装ラック入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	残留熱除去系ポンプ（B・D）の出口逆止弁（2台）のシートリークによる原子炉水の圧力抑制室への流入（約170リットル/時）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
7	4号機	主変圧器用の吸湿呼吸器内の乾燥剤（シリカゲル）に変色及び油分の浸入が認められたため、乾燥剤の交換及び当該呼吸器を点検・修理	対象外	
8	5号機	タービン補機冷却系ポンプ（B）のメカニカルシール部（2箇所）に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋地階の電気油圧式タービン制御装置室内の中間ドレンファンネルに油のにじみが認められたため、当該油の流入箇所を調査及び対応検討	D	
10	5号機	停止中の低圧復水ポンプ（B）用軸シール水流量計に指示値不良が認められたため、対応検討	D	
11	6号機	電気油圧式タービン制御装置の高圧油ポンプ（B）駆動電動機用電流計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該電流計を修理	D	
12	6号機	プロセス計算機及び過渡現象記録装置の点検において、プロセス計算機の操作卓上の画像表示装置（1台）に表示不良及び過渡現象記録装置の磁気テープ読取装置（1台）の動作不良等が認められたため、当該装置等を交換	D	
13	6号機	タービン建屋主蒸気系配管用油圧式配管サポート（15台）の点検において、軸受の脱落（8台）及び連結棒の変形（7台）が認められたため、当該部品を交換	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ用メカニカルシールの予備品購入依頼手続きにおいて、マニュアルに定められた手順に従っていなかったため、緊急に請求手続きを実施及び対応検討	C	
15	6号機	不活性ガス系の原子炉格納容器外側隔離弁リセット用押しボタンスイッチの接触不良により、非常用ガス処理系（A）が不要な自動起動をしたため、当該スイッチを点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	集中環境施設	補助ボイラ（A）用汽胴レベル計（2台中、1台）より蒸気のリーク（微量）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで